

# 京都市コロナ感染防止徹底月間（第2弾）の 取組期間の延長

12月以降、京都市における感染が急速に拡大しており、このままでは、救急の受入れや緊急手術など、これまでの医療を維持できなくなるおそれがある。

家庭内と並んで、飲食の場での感染が大きく増加しており、京都府と共に、酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店に対し、1月11日までの営業時間短縮を要請している。

感染症の状況を踏まえ、徹底月間の取組期間を延長する。

**【期間】 1月17日から 令和3年1月11日 まで**

# 年末年始における取組

## 飲食店等に対する営業時間短縮の要請及び協力金の支給

要請：令和2年12月21日から令和3年1月11日まで

## 道路情報板を活用した感染予防啓発〔市内8箇所〕

令和2年12月25日から令和3年1月11日まで  
京都府内の一般道路，高速道路等でも実施

## 京都府知事・京都市長による街頭啓発

令和2年12月25日（金）午後7時から